究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号）第10条第1項又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第75条第1項」に改め、「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」の下に、「「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を「、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の2／3軽減」」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号を削り、同条第十号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号の前に次の一号を加える。

十三　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十七条第一項及び第百三十三条に規定する業務に関する事項

第十三条中「、第九号、第十一号及び第十三号」を「から第十号まで及び第十二号」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第七条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）」を「（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」に改める。

第二条第二号中「産活法第四十七条」を「産業競争力強化法第百三十三条第一号」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第一条の規定（特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第百九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2軽減（免除）」」の下に、「「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1／2軽減」」を「の改正規定、同令様式第69備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削る改正規定及び同備考中「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」の下に、「「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」」を削る改正規定を除く。）、第四条の規定及び第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」の下に、「「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」」を削る改正規定を除く。）は、産業競争力強化法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。